

病院当局、旅費制度の見直し等について提案 市職労、法人職員の給与改定を強く求める

2月12日、市職労は、西森総務課長をはじめとする神戸市民病院機構法人本部代表と担当者交渉を行いました。この交渉で、①旅費制度の見直し、②育児等に関する制度改正、③夏季作業手当の創設、④育児・介護により転居した職員への新幹線等に係る通勤手当の支給について提案がありました。

市職労は提案について、持ち帰り協議することとしました。また、法人職員の給料表について、改めて引上げ改定を実施するよう求めました。

西森課長：市職労本部のみなさまには、平素より「安全・安心な医療の提供、患者サービスの向上」ならびに本機構の運営に多大なご理解・ご尽力をいただきまして、ありがとうございます。

本日は、「旅費制度の見直し」「育児等に関する制度改正」「夏季作業手当の創設」「育児・介護により転居した職員への新幹線等に係る通勤手当の支給」について、提案させていただきます。

(提案資料に基づき説明)

医療現場の職員の引上げがないのは納得できない。

市職労：提案については、持ち帰り協議します。一点、申し入れをさせていただきます。

法人職員の給与について、給料表は国立病院機構等の給料表に準拠しており、国立病院機構の改定がなかったため、2025年度の改定がなされて

いません。全国的に病院経営が厳しくなり、他都市の公立病院においても、給与改定がなされていないことは認識していますが、全体で見れば、今年の春闘で大幅な賃上げあり、今年も賃上げが進むと予測されているなかで、医療現場の職員が引上げをされないのは納得できません。

物価高に苦しんでいるのは、機構職員も同じです。市民のいのちと健康を守り、必死に頑張っている機構職員がモチベーションを保ちながら働き続けることができるよう、給与の引上げ改定を実施するよう求めます。現時点での、給与の引上げ改定、2025年度分の扱いに対する考え方を聞かせていただきたい。

処遇改善が重要な課題であることは、法人としても十分に認識している

病院機構：まず、厳しい経営環境や人員不足が続く中で、市民の命と健康を守るために日々現場で奮闘され

ている職員のみなさまに、深く感謝申し上げます。昨今の物価高騰が職員の生活に多大な影響を及ぼしており、モチベーション維持のために処遇改善が重要な課題であることは、法人としても十分に認識しています。

当機構の給与制度については、これまで申し上げてきた通り、給料表については国立病院機構に準拠し、諸手当につきましては神戸市に準拠するという方針をとっています。

ご認識のとおり、諸手当については、国立病院機構や他都市の病院機構と比較しても高い水準を確保するよう努めています。一方で給料表については、準拠元である国立病院機構において、現時点では、改定の是非を含めて検討段階に留まっているという背景があります。

国立病院機構の動きと機構の厳しい経営状況を見ながら検討していく

こうした中、国において「物価高騰」と「賃上げ」の2軸による支援策が具体化しました。今回の施策は、国の令和7年度補正予算による一時的な「給付金」から、令和8年度の診療報酬改定による「恒久的な評価」へ

と、段階的に財源が引き継がれる「リレー形式」で実施されるものです。この国の動きについては、現在、その詳細や当機構の経営への影響について精査を行っている段階です。

当機構としましては、2025年度分の扱いを含め、まずは国立病院機構の動向をしっかりと注視することが不可欠であると考えています。国立病院機構がどのような方針を打ち出すのか、その動きを正確に捉えた上で、当機構の厳しい経営状況と照らし合わせながら、適切な対応を検討していきます。職員のみなさまのご尽力には可能な限り報いたいと考えていますが、現時点ではこうした状況にあることをご理解いただきたい。

給料表の引上げを強く求めます

市職労：神戸市民病院機構の経営状況が厳しいのは理解できますが、先ほど説明のあった国の支援策が実施される中で、引上げを実施するよう、申し入れておきます。

【提案資料】

旅費制度の見直しについて（案）

1. 概要

国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、費用の適正な支出を図る観点から、国における改正内容を踏まえ、旅費制度の見直しを行う。

2. 内容

(1) 鉄道賃の見直し

・運賃等に加え鉄道の利用に必要な費用を支給対象とする。[例：料金に付随する手数料]

(2) 船賃の見直し

・運賃等に加え船舶の利用に必要な費用を支給対象とする。[例：料金に付随する手数料]

(3) 航空賃の見直し

・外国旅行において、航空機で著しく長時間（飛行時間 24 時間以上）移動する場合に運賃の等級を引き上げる。[例：プレミアムエコノミークラスもしくはビジネスクラス]
・運賃に加え航空機の利用に必要な費用を支給対象とする。[例：LCC 利用時の手荷物料金等の追加料金]

(4) 車賃の見直し

・自家用自動車等の利用に必要な費用を実費支給の対象とする。[例：駐車場代、有料道路代]
・自家用自動車のガソリン代については、原則、実勢価格を踏まえた定額支給方式とする。
[参考：移動距離 1 km につき 18 円]

(5) 宿泊料の見直し

・実費支給方式（上限付き）に変更する。
・上限額は、「国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）」の「宿泊費基準額（区分は「職務の級が十級以下の者」に対応）」に準ずる<別紙 1 >
[参考：内国旅行の場合で 8,000 円～19,000 円、外国旅行の場合で 8,000 円～59,000 円] なお、特別な事情がある場合は、上限額を超えての支給を可能とする。

(6) 宿泊手当の新設

・宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕朝食代の掛かり増し費用含む）に相当する定額を支給するため、日当を廃止し、宿泊手当を新設する。
・支給額は、「国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）」の「宿泊手当」に準ずる<別紙 2 >
[参考：一夜につき、内国旅行の場合で一律 2,400 円、外国旅行の場合で 3,900 円～5,400 円]
・夕朝食代に相当するものが宿泊費に含まれる場合等は、減額して支給する。

(7) 移転料の見直し

・実費支給方式に変更する。

(8) 着後手当の見直し

・実際に宿泊した夜数に応じて、宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額を支給する。

(9) 扶養親族移転料の見直し

・赴任の命ぜられた日において、生計を一にする同居家族に支給する。
・現に支払った交通費等を支給する。

(10) 旅行雑費の見直し

・支給対象となる費用を追加する。[例：保険料、医薬品・携行品に係る費用]

(11) 死亡手当の見直し

・職員の配偶者及び子を対象に追加する。
・支給額は、「国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）」の「死亡手当」に準ずる<別紙 2 > [参考：一律 930,000 円]

(12) その他

・旅費の返納について、給与等からの控除を可能とする。
・機構が旅行役務提供者に対し、旅費に相当する金額を支払うことを可能とする。
・旅行日数の算定について、距離に応じた算定方法を廃止する。
・食卓料及び支度料は廃止する。

3. 実施時期

令和 8 年 4 月 1 日以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行から適用する。

育児等に関する制度改正について（案）

1. 概要

仕事と育児の両立支援等のため、育児等に関する制度を改正する。

2. 改正内容

(1) 育児部分休業等

育児部分休業・育児部分休暇の取得パターンの多様化等

また、下表のとおり改正を行う。

現行	<ul style="list-style-type: none"> ・1日を通じて2時間を超えない範囲で15分単位の取得 ・勤務時間の始め又は終わりに限り取得可能 	
改正後	職員は、1年の期間 ^{※1} ごとに取得パターン①②のいずれかを選択して取得可能 ^{※2}	
	取得パターン① (第1号育児部分休業/育児部分休暇)	取得パターン② (第2号育児部分休業/育児部分休暇)
	<ul style="list-style-type: none"> ・1日を通じて2時間を超えない範囲で15分単位の取得 ・勤務時間の始め又は終わりに限らず取得可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年を通じて10日相当を超えない範囲^{※3}で原則1時間単位の取得^{※4}

※1 毎年4月1日から翌年3月31日までの期間

※2 職員は、以下の特別の事情が生じた場合に限り、1年の期間中に取得パターンの変更が可能

- ・配偶者が負傷又は疾病により入院したこと
- ・配偶者と別居したこと
- ・その他の申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、申出の変更を行わなければ育児部分休業/育児部分休暇に係る子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情

※3 第2号育児部分休業/育児部分休暇の上限は、以下のとおり。

- ・常勤職員 77時間30分
- ・非常勤職員 1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間

※4 以下の場合においては、例外的に以下に掲げる時間数を取得することができる。

- ・1回の勤務に割り振られている勤務時間に1時間未満の端数があり、職員がその勤務時間の全てについて承認を請求した場合 割り振られた勤務時間数
- ・第2号育児部分休業/育児部分休暇の残時間数に1時間未満の端数があり、職員がその残時間数の全てについて第2号育児部分休業/育児部分休暇を請求した場合 残時間数

(2) 介護時間

勤務時間の始め又は終わりに限らず取得することを可能とする。

(3) その他

育児時間、介護休暇、介護時間、育児部分休業、育児部分休暇、高齢者部分休業について、各制度を取得する時間と連続して休暇等を取得することを可能とする。

※休暇等との併用により1日勤務しないことも可能（育児時間を除く）

3. 実施時期

令和8年4月1日

夏季作業手当の創設について（案）

1. 概要

近年、夏季においてこれまで経験したことのないような気温上昇が常態化しており、熱中症リスクが高まっているなか、業務の運営のためやむを得ず熱中症リスクのある環境において業務に従事する必要があるものについて、業務の危険性を鑑み夏季作業手当を創設する。

2. 対象業務

神戸地方気象台が観測地点名「神戸」において湿球黒球温度(WBGT)28℃以上を観測した日において、屋外等(※)熱中症リスクのある環境で1時間以上業務に従事したものの

※空調のない施設、密閉空間における業務も対象

3. 支給額

日額 200円

ただし、3時間以上対象業務に従事した場合 日額 500円

4. 実施時期

令和8年4月1日

育児・介護により転居した職員への新幹線等に係る通勤手当の支給について（案）

1. 概要

職員が家庭の事情によらず働き続けることができるように、育児・介護により転居して新幹線等による通勤を必要とする職員へ新幹線等に係る通勤手当を支給する。

2. 育児・介護による転居の定義

(1) 育児による転居

職員又は配偶者の異動等に伴い、配偶者と同居し満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域に転居すること

(2) 介護による転居

職員又は配偶者の父母（要介護認定を受けている者に限る）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居すること

3. 支給要件

以下の全てに該当すること

- (1) 新幹線等（新幹線及び在来線の特急列車のことをいう。以下同じ。）による通勤で1つの特急券で乗車する区間が片道100キロメートル以上であること
- (2) 転居後の住居からの通勤であること
- (3) 新幹線等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とすること
- (4) 新幹線等の利用により通勤事情の改善が認められること

4. 実施時期

令和8年4月1日